

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告磯貝治良 意見陳述書

2019年6月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原 告 磯 貝 治 良

1 はじめに

私は愛知県半田市で生まれ、日本の敗戦を小学校2年生で迎えました。この国の戦後史とともに生きた世代です。憲法の平和理念と9条への絶対的信頼のもとに暮らしてきました。先の戦争では父方の叔父が戦死しています。

敗戦の日の3週間前、7月24日に中島飛行機半田製作所とその周辺が米軍機の空爆を受け、同工場から一キロほど離れた自宅の防空壕で私は家族と一緒に恐怖にふるえていました。その記憶は現在も私の原風景になっています。父は町の消防団に召集されていました。ときどき家の様子を見にかえって、防空壕の入口に立って空を見上げている、小柄な親父の姿が、どれほど大きく思われたことか。

半田空襲によって多くの死者が出ました。中島航空機半田製作所では当時、朝鮮半島の北部から強制連行されてきた人びとが飛行場建設などの労働を強いられていました。15歳前後の少年もいました。そのうちの48名が空爆によって命を奪われたのです。

2 原告になった理由

私は文学分野の物書きをするかたわら、在日朝鮮韓国人（朝鮮籍・韓国籍・日本籍取得者を含む）の文学を研究する会を40年以上続けて、文芸誌を発行しています。2006年には『〈在日〉文学全集』全18巻を編纂して、文学を通じた戦後責任の一端を果たせたかな、と思っています。

文学活動と連動して、在日コリアンの人権を守る活動、二つの国家に分断された朝鮮半島の和解と統一を求めるNPO活動に参加し、反差別・反戦平和の活動にも半世紀以上、関わってきたつもりです。大学ではマイノリティ論の授業を担当して、マジョリティ日本人とマイノリティと呼ばれる人びととのほんとうの共生のあり方を、学生と共に学び合ってきました。

そんな私にとって、「安保法制」はひしひしと実感する苦痛です。

「特定秘密保護法」の成立や「集団的自衛権」の行使が容認されたとき、私はそれらが「戦争準備法」だと思いました。しかし、「共謀罪」も含む「安保法制」が成立して、軍事費の増大、「防衛大綱」の改変が進む事態を見て、この法体制は「準戦時法」だと思えてなりません。

戦争の足音が生々しく聞こえてきます。きょうまでの人生がまるごと否定されかねない不気味な予感です。感情と思惟と想像力が人間の特性であるからでしょう、安保法制下の日々の不安は銃撃に遭遇するのと変わりのない苦痛を与えます。

安倍政権はアジアにおける安全保障環境の変化を口実にして、戦争の出来る国作りに邁進してきました。その下拵えとして朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮共和国）に対する敵対政策を続けて国交さえ結ばず、中華人民共和国に対しては外交責任さえ果たさず、陰に陽に国民の意識に不信感と「脅威」を植え付けています。

残念なことです。政治権力のもくろみが成功しているかに見えます。私たち国民が理性的な判断を問われることになりました。最も大切な隣人である在日コリアン、中国人との協働関係を作ることが私（たち）に課されていると思います。その一步を踏み出すために、「安保法制」の撤廃が必要と確信して私は原告になりました。

朝鮮半島南北の首脳が会談して、「板門店宣言」を発表しました。朝米のトップが会談して、「シンガポール共同声明」を発表しました。これを期にして、東アジアにおける安全保障環境はダイナミックに変わろうとしています。南と北に分断された同じ民族が和解と統一に向けて具体的に歩み始めたのです。まさに「平和、新しい始まり」（韓国の人たちの合言葉）です。またアメリカと朝鮮共和国の間の休戦状態から終戦に至る道筋が見え始めています。

なのに、日本政府は掛け替えのないその機会に横槍を入れて、軍備の増強に熱を上げています。「安保法制」がその下支えになっています。この法律が違憲であることを明らかにして、廃止させたい。そのことが私のライフワークである他者との共生のために必須であると確信して、原告になりました。

戦争は被害者に悲惨をもたらすだけでなく、加害者をも不幸にします。人としてのまっとうな精神を損なうからです。先の戦争で加害者であることによって日本人の心は損壊しました。損なわれたそれを修復するにはア

ジアの人びとに戦後責任を果たさなくてはならないのに、私たちは果たし損なったままできています。戦争が、生きているものに銃弾をぶち込み肉体を粉々に砕く。私の想像力はそれに絶えられません。

3 裁判所をお願いしたいこと

戦前戦中、反戦平和を唱える人が国家権力に弾圧され、犠牲になりました。その際に果たした、司法機関の責任も免れない、と私は思います。司法が戦争責任、戦後責任を果たすとはどういうことか。裁判所が民主的法制下にあって、司法独立の要諦である違憲立法審査権を正しく行使することである、と思います。私の知るところでは、裁判所が違憲立法審査権を充分に行使しているとは思えません。むしろ昨今、憲法判断を避けて通ろうとする傾向があるように思えます。そうだとしたら、司法の在り方として大変心配なことです。なぜなら、立法・行政・司法の「三位一体」がもたらした、過去の過ちの反省から現憲法に導入されたはずの違憲立法審査権が形骸化し、帝国憲法下の裁判を想起させるからです。

日本の敗戦後、思想界・言論界・文化芸術分野では戦争責任の問題がきびしく論議されました。ところが、裁判所および裁判官の戦争責任はほとんど問われてきませんでした。「共謀罪」などを含む「安保法制」が治安維持法に酷似、あるいはその再来である、とは多くの専門家・市民が指摘しているところです。治安維持法や国家総動員法の成立過程、運用実態などをみれば、司法の責任は歴然としているのに、です。

以上、釈迦に説法でしたが、この国の危険な現状にあって、本件裁判がかつての轍を踏まないようにと願って述べました。

裁判所は政治権力（現政権）の思惑に左右されることなく、毅然たる態度を持って違憲の判断を下し、司法の良心と正義を示してほしいのです。

まさに「人間は、みずからあるところのものにたいして責任がある」(J・P・サルトル) のであります。

どうか、裁判所および裁判官の権威を保つためにも、正義と良心に則った訴訟指揮と審理をお願いします。

以上